

令和3年 第4回臨時会

浪江町議会会議録

令和3年11月10日 開会

令和3年11月10日 閉会

浪江町議会

令和3年第4回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月10日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
閉会の宣告	12

浪江町告示第 1 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 3 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

浪江町長 吉 田 数 博

- 1 日 時 令和 3 年 1 1 月 1 0 日（水） 午前 9 時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
 - （2）町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
 - （3）職員の給与に関する条例の一部改正について
 - （4）議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	佐々木恵寿君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	平本佳司君	14番	佐々木勇治君
15番	山崎博文君	16番	紺野榮重君

不応招議員（なし）

第 4 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和3年第4回浪江町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年11月10日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第118号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第119号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第120号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 発委第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

出席議員（16名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	佐々木恵寿君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	平本佳司君	14番	佐々木勇治君
15番	山崎博文君	16番	紺野榮重君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副	町佐藤長良樹君
副	町小林長弘典君	総務	課横山長秀樹君

職務のため出席した者の職氏名

事務局	局長吉田厚志君	次長	兼中係野長夕華子君
書	鎌田記典太郎君		

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和3年第4回浪江町議会臨時会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうをささげたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第4回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、15番、山崎博文君、16番、紺野榮重君、1番、武藤晴男君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本議会の会期は、本日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りに決定しました。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第118号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） おはようございます。

議案第118号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の率を改定するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案第118号資料によりご説明申し上げます。

1 ページのほうをご覧ください。

1、改正の趣旨でございますが、令和3年10月7日に出されました県の人事委員会給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の率を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、特定任期付職員の期末手当につきまして、（ア）第1条の規定による改正によりまして、令和3年度12月分の支給割合を100分の165から100分の150に引き下げ、（イ）第2条の規定による改正によりまして、令和4年度以降の6月及び12月分の支給割合を100分157.5に改正するものでございます。

3の施行期日でございますが、2の（ア）第1条の規定による改正につきましては令和3年12月1日から、2の（イ）第2条の規定による改正につきましては令和4年4月1日から施行するものでございます。

また、2ページから3ページに、それぞれ第1条の規定による改正、第2条の規定による改正の新旧対照表を記載しておりますので、どうぞご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これにより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 5番、小澤です。

直接的な部分ではないんですが、2点ほど確認させていただきたいと思います。

まず1点は、全般にわたることなんですが、表題、議案第118号、一般職うんぬんと。2行目のところなんですが、条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する、制定するというふうに記載されているんですが、改正ですので、一般的には、条例の一部を改正する、次のとおり改正するというふうなことでやれば、もっと分かりやすいのかな、新しく新規に制定するわけじゃないので、この制定という言葉はどうなのかなというふうな部分が1点。

それから、説明の中で、人事委員会の勧告でこうなりますというようなことなんですが、できれば、対前年度といいますか、今回こういうふうにするんで、こういうふうな内容の改定ですよというふうなところまで説明していただければ、分かりやすいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） まず、1点目のご質問でございますが、この条例の場合、条例改正するには、一部改正する条例をつくることになります。一部改正する条例という条例をつくることになりますので、制定するという言葉を用いるようになります。

その改正に関しましては、例えば、議案ですと、提出、浪江町長吉田数博、その後に表題がきますけれども、次の、ここは条立てになっちゃっていますけれども、通常であれば、何々条例の一部を次のように改正するという、ここに改正文がくるようになってございます。

それから、今回の人事委員会勧告の件でございますが、今回の人事委員会勧告は、月例給の改定についてはなしということで、期末手当、こちらのほうを平成3年度、今年度の12月期を1.15月引き下げるといような形となってございまして、令和4年度からの6月、12月の期末手当を、減らした0.15分を分けまして、0.075減らす、引き下げるといような形となってございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） すみません、この条例を改正するために制定しますよというふうな、今のご説明なんですが、そうしますと、二段構えになるというふうでしょうか。

別に、一発で、もうこういうふうに変更しますよというふうなと

ころでもっていくことはできないということでの理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 通常、条例改正の場合は、先ほども申しましたように、一部、その条例を改正するという条例をつくって、元の条例を改正するような形になりますので、制定ということで、今回の場合は、二段構えのような条例改正になっていますが、こちらのほう、まず、第1条のほうで3年度分の改正をした後で、今度、3年度末時点での条例が出来上がることとなります。さらに、その出来上がった条例を、さらに第2条のほうで改正することとなりますので、今回、二段構えのような形になっております。第1条と第2条で施行日を変え、第1条のほうは今年度中の日付で変え、第2条のほうは来年度中の日付で変えているというような形になっております。今回は二段構えのような形になっているだけでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） 7番、紺野則夫でございます。

今回の議案第118号は、いわゆる職員の生活給の、いわゆる減額というふうなことになるわけでございます。

いわゆる官民格差、そんなに縮まって、違う、格差が広がっていくような状況ではあります。

今、コロナ禍の中で、経済が停滞している、そういうふうな中で、この職員の、幾ら任期付の職員であっても、同じ職員でございますので、当然、生活がかかって、これから消費を伸ばすためには、こういった期末手当の減額の改正については、断固反対ですというようなことでございます。

したがって、職員の職務の士気の低下にもつながるというふうなことも考えられますので、私はこの118号については反対というふうな意を述べまして、討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第118号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第119号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第119号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、特別職の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案第119号資料によりご説明申し上げます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、町長等、こちら町長、副町長、教育長になりますが、これらに支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

それから、2の改正内容でございますが、町長等の期末手当につきまして、（ア）第1条の規定による改正によりまして、令和3年度12月期の支給割合を100分の162.5から100分の147.5に引き下げまして、（イ）第2条の規定による改正により、令和4年度以降の6月期の支給割合を100分の152.5から100分の145、12月の支給割合を100分の147.5から100分の155に改正するものでございます。

3の施行期日ですが、2のア、第1条の規定による改正につきましては令和3年12月1日から、2の（イ）第2条の規定による改正につきましては令和4年4月1日から施行することになります。

また、ページ2には、それぞれ第1条の規定による改正、第2条の規定による改正の新旧対照表を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

私のほうから説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これにより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第119号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第120号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第120号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、職員の期末手当の率の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 議案第120号資料によりご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

1、改正の趣旨でございますが、令和3年10月7日に出されました県人事委員会の給与勧告に基づき、職員の期末手当の率を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、一般職の期末手当につきまして、（ア）第1条の規定による改正によりまして、再任用職員以外の職

員に関しましては、令和3年度の12月分の支給割合を100分の125から100分の110に、再任用職員に関しましては、令和3年度12月分の支給割合を100分の67.5から100分の52.5に引き下げまして、(イ)第2条の規定による改正によりまして、再任用職員以外の職員に関しましては、令和4年度以降の6月及び12月分の支給割合を100分の117.5、再任用職員に関しましては、令和4年度以降の6月及び12月分の支給割合を100分の60に改正するものでございます。

3の施行期日ですが、2のア、第1条の規定による改正につきましては令和3年12月1日から、2の(イ)第2条の規定による改正につきましては令和4年4月1日から施行となります。

また、ページ、2ページから3ページにおきましては、それぞれ第1条の規定による改正、第2条の規定による改正の新旧対照表を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） 7番、紺野則夫でございます。

議案第118号と同じ内容から、反対を呈するものであります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第120号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

◎発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、発委第5号 議会議員の議員報酬、

期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、平本佳司君、登壇でお願いします。

〔議会運営委員長 平本佳司君登壇〕

○議会運営委員長（平本佳司君） 発委第5号の条例改正の提案説明でございますが、ただいま事務局長朗読のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これをもって、令和3年第4回浪江町議会臨時会を閉会します。

（午前 9時22分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 山 崎 博 文

署名議員 紺 野 榮 重

署名議員 武 藤 晴 男